令 和 ３ 年 今 金 町 総 務 産 業 常 任 委 員 会

令和３年３月１日（月）

○議事日程

１　３月定例会に提案予定の案件について

２　各課報告事項について

１）農林振興課

２）国営農地再編推進室

３）農業委員会

４）くらし安心課

５）公営施設課

６）教育委員会

３　その他

○出席委員（１２名）

委員長	３番	山崎　仁 君	副委員長	１０番	村上忠弘 君
	１番	川上絹子 君		２番	向井孝一 君
	４番	小川ひとみ 君		５番	日置紳一 君
	６番	内ヶ島祐一 君		７番	上村　忠 君
	８番	岸　徹也 君		９番	徳田栄邦 君
	１１番	芳賀芳夫 君		（議長	村瀬　廣 君）

○欠席委員（０名）

○出席説明員

町長	外崎秀人	君
副町長	中島光弘	君
教育長	中山秀悦	君
今金消防署長	佐々木裕市	君
今金消防署次長	小野尚孝	君
くらし安心課長	田中　崇	君
くらし安心課主幹	高橋秀実	君
くらし安心課主幹	大口陽平	君
教育委員会事務局長 兼総合体育館長 兼給食センター長	住吉　淳	君

教育委員会事務局次長	早坂	靖 君
農林振興課長	川平	秀明 君
農林振興課長補佐	中里	英明 君
農林振興課主幹	佐藤	直樹 君
国営農地再編推進室長	宮本	彰 君
国営農地再編推進室次長	白山	晋 君
農業委員会事務局長	諸戸	康浩 君
公営施設課長	安達	雄一 君
公営施設課長補佐	小西	康友 君
公営施設課長補佐	由浅	和正 君
公営施設課主幹	相馬	透 君

○出席事務局職員

議会事務局長兼監査委員書記長	伊藤	靖徳 君
議会事務局主事	五十嵐	陽基 君

開会　午前１０時００分

◎委員長あいさつ

○委員長（山崎　仁君）　皆さん、おはようございます。

令和３年も２カ月が過ぎ、今日から３月です。委員各位におかれましては、さらに理事者、説明員の皆様には、何かとご多用の中、総務産業常任委員会にご出席をいただき、ありがとうございます。

本日は令和３年第１回定例会に向けての常任委員会であります。それぞれご説明をいただき、質疑をしながら進めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

◎町長あいさつ

○委員長（山崎　仁君）　町長が出席されておりますので、開議に先立ち、ご挨拶をお願いいたします。

町長、外崎君。

○町長（外崎秀人君）　おはようございます。

令和３年３月の総務産業常任委員会に当たりまして、一言挨拶を述べさせていただきます。

令和３年度の第１回定例会の提出議案については、２日間の日程で常任委員会において説明をする機会をいただきました。予算編成に当たっては、各種計画等での掲載事業や喫緊の重要課題に向けた事業精査と新たな取り組みについても関係機関、団体等の意向反映をして調整を図ってきているところでありますが、財源確保の厳しさもあり、年次計画を持ち実施できるよう努めてまいります。

昨年の本常任委員会において、少ない降雪で農業での安定的な水の確保や災害波及が心配されますとの挨拶をしましたが、ここに来て一転して降雪量、前年に比較しまして１月、２月でおよそ９０センチ多く、積雪量も昨年の１、２、３月の最大積雪量３８センチが、ことしは１月だけで９３センチ、２月下旬においても暖気等で解けたこともありますが、７６センチと倍の積雪量となっております。

ちなみに長期予報では、これから少し高目の気温と降雪量も平年並みであるとのことであります。ここ数日の暖気、そして今日の雨模様から融雪も進んできていますが、春先を始め、農業用水の確保については心配する状況にはないとしながらも融雪時の災害防止に心がけなければならないところであります。

行政報告、執行方針においても述べておりますが、少し時間をいただきまして、何点か補足説明をいたします。

１点目は、新型コロナウイルス感染症関係につきましては、町民個々人の感染予防のご理解と励行により感染防止の状況が保たれておりますことに、敬意と感謝をしているところであります。医療、福祉関係施設、乳幼児、幼児、児童生徒の保育、教育施設、そして飲食店等における感染防止への取り組みと呼びかけへのご協力に対しましても感謝を申し上げます。引き続きの感染予防の励行をお願いするところ

であります。
いま最も関心と注目されていることにワクチン接種の動向かと思いますが、北海道からの情報を含めて町独自に早期対応を行うべく、町内のワクチン接種推進部会を設け、万全な対応をすべく本番に備えているところであります。特に医療機関の協力なくしては行えないということでは、川岸院長、浦田副院長が対応策に積極的で、そして町内の２医療機関にも自ら協力要請を行っていただくなど、危機感を持って先導的な発信と指導をしていただいているところから、円滑な接種が行える環境づくりに努めてまいります。
なお、国や北海道からの情報に基づく接種時期の見通しを３月上旬に広報誌において情報提供しますが、ワクチン入手状況により刻々と変わることから、都度変更に対応した情報提供に努めてまいります。
ここ数日のテレビ報道では、山火事の消火活動が取り上げられているところですが、令和３年度も全国各地において自然災害が多発しているところであります。このたび、避難所運営マニュアルの試行版と避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインをまとめたところであります。災害被害をゼロに近づける備えの防災と災害被害を最小限に抑える備えの減災という対応が求められますが、ここで試行版という意味でありますが、これはどういう災害か、あるいはその規模がどうなのか、単発なのか、あるいは数日続く状況なのか、曜日により、あるいは時間帯により、天気状況等によりまして、その対応も異なることから、想定される行動項目、チェック項目の変化もあることと、さらなる国からの新たな情報や経験を踏まえた更新を重ねていくべきものとして、固定的な観点にとらわれず柔軟性を持って運用することを意味する、それが試行という意味でございます。
ちなみにでありますが、このたび出しておりますところの運営マニュアル、あるいは対策ガイドラインということでありますが、まずはマニュアルという言葉でありますが、これは作業手順をまとめたものであります。このように使わなければ、なかなか動けません。あるいは、こういうふうに使わなければ対処、対応はできませんよという内容のものでありまして、これはそれぞれに共通理解と確認をされている事項に基づいて、そのことに従いつつ役割を果たすということが基本、これがマニュアルであります。車で言うと、オートマチックではなくて、スムーズに行くのではなくて、１回１回切りかえていかなければいけないと、そういう意味合いのことも意味しているわけであります。
次に、対策の今回はガイドラインというものを示しましたが、これは行動が迷ったときに頼りになるものという基本的な考え方を持っております。物事を判断する際の目安といいますか、目印といいますか、そういうものはどうなのか、あるいはいろいろなことをする際に、基本的にこのようにしてくださいという意味、あるいは今回のように避難された方は、これに従うことをお勧めしますよという意味。あくまでも自主的に遵守をすることが推奨されますよということであります。決して強制だとか強要するものではないということをご理解いただきたいと思います。

しかしながら、今回の避難所ということになりますと、多くの方々と共同生活をするわけでありますから、あくまでも強制、強要ではありませんけれども、マナーとして目安になるものという理解をしています。きょう北海道新聞に、このようなことで災害のコロナを含めて出ていました。あくまでも避難所そのものも、ここに行きなさいではないのです。それは個々の方々が、どこに避難をするか。ふだんから考えてください。とてもすばらしい今日の新聞の内容でありました。こういうものをきちっと我々も踏まえながら生かしていきたいなと思っていました。そういうことで、ご理解をいただきたいと思います。

次に、懸案事項でありますところの防災行政無線整備も現在、進められてきております。個別受信機の申請状況についても現在、確定申告とマイナンバーカードの申請もいま行われております。この申請をしている方々が庁内に来られたときに、一緒に防災無線、あるいは防災無線の手続に来たときに確定申告、あるいはマイナンバーカードもやると。相乗効果がいま出ておりまして、議会の資料では２月の１９日の個別受信機の資料が１，０７３、４５パーセントという数字を出しておりますけれども、先週の金曜日の段階でありますが、１，１３６、４７．６９パーセントということで、だんだんと少し上向きに来ているところであります。

同じくマイナンバーカードにつきましても２６日現在で３２．６４ということで、全道３位に落ちたわけでありますけれども、また２位に返り咲いたということで、とてもいい数字を出しているところであります。

最後でありますが、喫緊の課題でもあり、将来に向けての課題であります。近隣町において特別養護老人ホーム職員の確保ができずに閉所したという新聞報道がありました。介護職員を始め、福祉施設や福祉事業所での人材不足は、全国的な問題となっております。

今金町においては、これまでに認知症対応型共同生活介護事業所、いわゆる認知症型のグループホーム。これが４ユニットの３６床が運営されてきておりますけれども、１２月にこの３月をめどにワンユニット、定員９名の休止を行いたいとの意向の報告と相談を受けていました。さまざまな相談を受けながら今日まで来ているわけでありますけれども、執行方針でも述べておりますが、必要とされるスタッフが確保されないことによるもので、これと同じような事例でありますけれども、今度は障がい者共同生活援助事業所、いわゆる障がい者のグループホームでもありますが、これにつきましても世話人が不足しておりまして、国からの交付金が減額されるという中での運用を続けているという状況にはあります。このように、行政対応として関係施設との対応会議を行い､行政としても情報収集に努めてきましたが、厳しい状況に変わりはなく、３月末をめどにワンユニット９床を休止し、４月より３ユニット２７床での運営予定となっております。

このことから、福祉事業所連絡会議を設置しまして、一丸となってスタッフ確保に向けた取り組みを官民一体となって行っていこうという確認をしておりまして、行政における取り組みの一つとしては、今回提出しております新規事業として今金

町の福祉スタッフの確保の支援事業を通じた支援体制を整えてまいりたいと考えております。

主な事案につきまして補足説明と情報提供、ちょっと時間をいただきまして、させていただきました。こののち、提出議案の説明、概要について、各それぞれ所管の方からいたさせますので、ご審議賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎開会の宣告

○委員長（山崎　仁君）　上村委員より、遅刻の届け出があります。

ただいまの出席委員は１０名で、定足数に達しておりますので、総務産業常任委員会を開会します。

◎３月定例会に提案する案件について

○委員長（山崎　仁君）　３月定例会に提案する案件について、副町長より説明があります。

副町長、中島君。

○副町長（中島光弘君）　おはようございます。

それでは、ご説明を申し上げます。

令和３年第１回定例会に提案を予定しております案件は２８件であります。その内訳につきましては、専決処分の報告が２件で、報告第１号及び第２号です。

同意案件が１件で同意第１号　今金町監査委員の選任について。

条例の一部を改正しようとするものが８件で、議案第１号　今金町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について。

議案第２号　今金町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について。

議案第３号　今金町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について。

議案第４号　今金町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。

議案第５号　今金町介護保険条例の一部を改正する条例制定について。

議案第６号　今金町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

議案第７号　今金町民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について。

議案第８号　今金町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

次に、指定管理者の指定については、議案第９号　プラザ２１に係る指定管理者の指定についてであります。

続いて、令和２年度の一般会計を始め、各特別会計での補正予算が８件であります。

議案第１０号　今金町一般会計補正予算（第８号）
議案第１１号　今金町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第４号）
議案第１２号　今金町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）
議案第１３号　今金町介護保険特別会計補正予算（第４号）
議案第１４号　今金町介護老人保健施設特別会計補正予算（第４号）
議案第１５号　今金町国民健康保険特別会計施設勘定補正予算（第５号）
議案第１６号　今金町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）
議案第１７号　今金町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）であります。
次に、令和３年度の一般会計を始め、各特別会計予算が８件であります。
議案第１８号　今金町一般会計予算
議案第１９号　今金町国民健康保険特別会計事業勘定予算
議案第２０号　今金町後期高齢者医療特別会計予算
議案第２１号　今金町介護保険特別会計予算
議案第２２号　今金町介護老人保健施設特別会計予算
議案第２３号　今金町国民健康保険特別会計施設勘定予算
議案第２４号　今金町簡易水道事業特別会計予算
議案第２５号　今金町公共下水道事業特別会計予算
以上２８件であります。

それでは、今年度の各会計の補正予算及び新年度予算につきましては、こののち、所管課より説明をいたしますので省略させていただき、専決処分、同意案件、条例の一部改正、指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

報告第１号　専決処分の報告については、令和２年６月１６日開催の第２回今金町議会定例会において議決された防災行政無線整備工事の請負契約の変更について、地方自治法第１８０条第２項の規定に基づき、当該議決に係る契約金額の１割を超えない範囲で変更することから、議会へ報告するものであります。

報告第２号　専決処分の報告について。令和２年５月２１日開催の第５回今金町議会臨時会において議決された高美公園整備工事の請負契約の変更について、地方自治法第１８０条第２項の規定に基づき、当該議決に係る契約金額の１割を超えない範囲で変更することから、議会へ報告するものであります。

同意第１号　今金町監査委員の選任については、令和３年３月１３日をもって任期満了となる同委員の後任候補者の選任について、地方自治法第１９６条第１項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。議案につきましては、当日配付となります。

議案第１号　今金町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定については、行政手続の簡素化を図るため、印鑑登録証の再交付に係る規定を整備することから、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第２号　今金町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定については、住民負担の公平性の観点及び受益者負担の原則に基づき、印鑑登録証の再交付に係る手

数料を徴収することから、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第３号　今金町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、医療保険制度の適切かつ効果的な運営を図るため、健康保険法等の一部が改正され、保険医療機関等で療養の給付等を受ける場合の被保険者資格の確認について、個人番号カードによるオンライン資格確認が導入されることから、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第４号　今金町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症の定義が具体的記載となったことから、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第５号　今金町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、第８期今金町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、令和３年度から令和５年度までの保険料を改定するとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症の定義が具体的な記載となったことから、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第６号　今金町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等事業の人員・設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部が改正され、本条例に規定する指定居宅介護支援事業所の管理者要件及び経過措置について改正省令との整合性を図ることから、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第７号　今金町民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、町民センターの管理及び運営に関する事項を調査・審議するため、町民センター運営審議会を設置していたが、行政運営効率化会議における各種委員会等の統廃合に係る調査検討結果及び会議開催状況等をかんがみ廃止することから、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第８号　今金町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、道路構造令の一部が改正され、自動運行補助施設、歩行者利便増進道路に係る規定が加えられたことから、基準等の当該条項変更のため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第９号　プラザ２１に係る指定管理者の指定につきましては、当該公の施設の指定管理者を令和３年４月１日より指定するため、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由を申し上げました。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（山崎　仁君）　説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑があればお受けいたします。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（山崎　仁君）　なければ、質疑を終わります。

◎各課報告事項について

○委員長（山崎　仁君）　これより、各課報告事項についてを議題といたします。本日は産業グループ所管の説明をいただきます。

まず始めに、農林振興課より説明を願います。

農林振興課、川平君。

○農林振興課長（川平秀明君）　農林振興課では説明事項が２件、報告事項６件について説明させていただきます。説明につきましては中里課長補佐が行いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（山崎　仁君）　農林振興課長補佐、中里君。

○農林振興課長補佐（中里英明君）　（農林振興課朗読説明、記載省略）

○委員長（山崎　仁君）　説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑があればお受けいたします。

向井君。

○２番（向井孝一君）　１２ページの林業振興費の中で、森林環境譲与税の使い道。当初は３年間積み立てしてというお話がございましたが、それが撤廃されたという説明だったですよね。ということは、林業関係の事業に割り当てて全額、使用可能にしたということですか。

○委員長（山崎　仁君）　農林振興課長補佐、中里君。

○農林振興課長補佐（中里英明君）　お答えいたします。

環境譲与税積立金につきましては、昨年度までは積み立てという形で計上しておりましたが、今年度以降は全額、財源につきまして特に林業予算に反映させるということで積み立てをせず、一般事業の中で取り扱いしていくものであります。

○委員長（山崎　仁君）　向井君。

○２番（向井孝一君）　この環境譲与税の最たる目的というのが、民間の山林が手入れ全くされていない状況の中で、全国的なやはりそういう環境を守るという、そういう大きな前提があったわけですよね。

しかしながら、いろいろな林業事業に対して使用可能だよということは、確かにそのことに対しては幅が広がってよろしいのかなと思うのですけれども、何となく自分としては、当初の大綱であった目的からずれる場面もあるのかなという気がしているのですけれども、その辺について再度、説明いただきたいと思います。

○委員長（山崎　仁君）　農林振興課長、川平君。

○農林振興課長（川平秀明君）　ただいまの最初の答弁でありますけれども、林業事業に使うという答えでしたが、こちらの方で、やはり当初の目的どおり、目的を持たせた中で使うような形をとらせていただいております。この予算につきましては、いままで必ず来たものを一度積み立てろということだったのですが、それを積み立てしなくてもいいですよということですので、直接そのまま歳出で使わせていただ

きたいと。
　令和２年度につきましては、高性能林業機械の購入と風倒木処理の整理をさせていただいたと。令和３年度につきましても風倒木処理。民有林の風倒木処理の方に使わせていただくということで考えております。
○委員長（山崎　仁君）　よろしいですか。
　ほか質疑ありませんか。
　村上君。
○１０番（村上忠弘君）　２３ページの令和３年度の水稲の作付け方針についてお聞きしたいと思います。
　ここに再生協で協議した結果、加工米が１１２ヘクタールに対して希望が１７９と、６６ヘクタール多くなっているのですけれども、この辺の調整方法とか調整案とか、もし考えているのであれば、お聞きしたいと思います。
○委員長（山崎　仁君）　農林振興課長、川平君。
○農林振興課長（川平秀明君）　２４ページの表で、いまおっしゃられたとおり、作付け希望者の方が、ことし作付け希望を取ったところ、予想以上に加工米の希望が多かったということであります。
　ただ、我々としては方針どおり主食米を主体につくらせていきたいという考え方から、この差についていま我々あるいは再生協のメンバー、それと農協と農業者と話し合いをしながら、この方針の主食米の面積に近づけていきたいと努力していこうと考えております。
○委員長（山崎　仁君）　村上君。
○１０番（村上忠弘君）　一番気になるのが、ここにも書かれているのですけれども、③で国営事業の施行後、タンパクが高くなると。こういったところについて専門指導機関、普及センター等が入って、いま調査していると聞いているのですれども、その辺の何か、なぜそういった高くなったかという要因等について何か普及センターの方から話があれば、お聞きしたいと思います。
○委員長（山崎　仁君）　農林振興課長、川平君。
○農林振興課長（川平秀明君）　普及センターの方で何度か調査していただいたのですけれども、明確にこれだということはないのですけれども、ただ客土される土というのは、やはり栄養分が少ないということが一番大きな要因だったと思います。
　また、これはどの圃場整備でも一緒なのですが、客土することによって圃場の均一化が図れなくて、部分によっては例えば窒素成分が物すごい高いだとか低いだとか、いろいろなそういう問題があってくるのだなと感じております。
　これらの対策につきましては、この表にも書きましたが、③のとおり、タンパク仕分けの影響が少ない品種というふうに、できるだけ振り分けて主食米をつくっていただくような形をとっていただきたいなということで、指導していきたいなと感じております。
○委員長（山崎　仁君）　村上君。

○１０番（村上忠弘君）　要するに、国営事業をやって作業の効率化もよくなったと。最終的に所得増につながるというのが、この国営事業の最大の目的であったのですよね。いまここにきて国営事業が７年過ぎた中で、その７年前からもやっぱりいまだに工事の部分については、食味向上にはつながっていないということなのですよね。要するに、客土によって地力だとか、そういうものが落ちているということなのですけれども、そういった部分についての地力を、ではどういうふうにして上げたらいいかという、そういった部分について、行政としてそういったこともこれから考えていくべきかなと私は思うのですけれども、その辺はどうでしょうかね。

○委員長（山崎　仁君）　農林振興課長、川平君。

○農林振興課長（川平秀明君）　地力の向上につきましては、例えば可変施肥だとか、部分的に飼料のものを変えるだとか、そういう技術的なものはございますけれども、実際それをやるためにものすごい費用がかかるということでありますので、少しずつ地力は上げていただくという形をとっていくしかないのかなと感じております。これは今回の国営事業だけではなくて、かつてやっております暗渠で部分的に掘るものに関しても、やはりそこの地力は落ちてしまうだとか、いろいろな問題は出てきていると思います。

　それから、７年前から始めておりますけれども、すべてがタンパクが高いわけではなくて、ある程度、高品質な米が取れる地区もだんだん出てきておりますので、必ずしも国営やったから、すべてがタンパク値が高くて、よくない米だということではないということであります。

　ただ、地力に関しては手を打つことがなかなかできないのですけれども、先ほど言いましたとおり、タンパク仕分けが少ない品種をできるだけそちらの方に振り向けて、収量をたくさん取っていただくような形の方針で指導をしていきたいと考えております。

○委員長（山崎　仁君）　村上君。

○１０番（村上忠弘君）　今年、加工米は複数年契約とここに書かれているのですけれども、これは要するに３年、４年もしくは５年とか、そういった考えなのですか。このまま加工米の面積を今金町としては再生協で、ある程度、実需からの希望もあって１万俵ということなのですけれども、これを固定するのか、あくまでも再生協の中で調整とるような方法をとっていくのか、その辺はどうなのですか。

○委員長（山崎　仁君）　農林振興課長、川平君。

○農林振興課長（川平秀明君）　複数年契約につきましては、昨年度、令和２年産から３年間の複数年契約ということで、本町で該当している方がいらっしゃいます。その方は全部の面積で８３ヘクタールほどなのですけれども、その方につきましては３年契約になりますので、必ず今年も加工米をつくっていただかなければならないと。ことし、来年と３年つくっていかなければならないというのがありますので、新たな複数年契約というのは、なかなかいま結べるような状況になっておりませんので、それは結んでございません。

ただ、それ以外に、ですから複数年契約の方は必ず契約ですのでやっていただくと。それ以外につきましては、先ほど②にあります国営施行後でタンパクが高いなと思われる方について、若干加工米をつくっていただきたいと考えております。

○委員長（山崎　仁君）　ほかありませんか。

日置君。

○５番（日置紳一君）　１７ページの鳥獣被害防止対策事業について、ちょっとお伺いします。

以前、一般質問で私がお願いして採択をしていただいた事業なのですけれども、そのとき皆さんに頼まれてやった割にはあまり要望がなかったようだったのですけれども、その後のアンケートで、かなりの数の人がつけたいということで、また３年間やっていただけるということで感謝申し上げたいと思います。

それで、１点だけお伺いしますけれども、以前の２年間で利用させていただいた人に、今回増棟というのか、増やす場合に該当になるのかどうか、それだけ教えてください。

○委員長（山崎　仁君）　農林振興課長補佐、中里君。

○農林振興課長補佐（中里英明君）　お答えいたします。

前回実施した事業で導入された方につきましても、このたびの事業では対象といたします。

○委員長（山崎　仁君）　よろしいですか。

ほかありませんか。

向井君。

○２番（向井孝一君）　３１ページにパワーアップ事業で、いろいろな機種が導入される予定なのですけれども、この中でドローンですね。私も認識不足で、防除ヘリの免許を持っているとドローンも自由にと思ったのですが、ドローンの免許は別だという話なのですよね。そこで資格をとるのに二、三十万かかるという補助が何もないというような話を聞かされて、現実的には行政として、そういう資格に対する助成措置というのはまったく考えていなかったのかということと、それから、ドローンというのは個人ではないですよね。機械利用組合とか、個人も入っているのですか。その辺もひとつ教えていただきたいと思います。

○委員長（山崎　仁君）　農林振興課長、川平君。

○農林振興課長（川平秀明君）　ドローンの資格取得に関しましては、既に多くの方が資格の取得をされておりますので、町の補助ということは考えてございません。

ただ、資格補助のために例えば函館だとか札幌とか行かなければならないということではなくて、できれば地元でできるような形をとれるような形は、農協と一緒に協力しながら要請していきたいなと感じております。

それから、この産地パワーアップ事業につきましては、全体ではあくまでスマート農業推進協議会という形の中で機械を入れるということが原則になっておりますので、実質的には、それをただ個々の家に置くという形はとると思います。

○委員長（山崎　仁君）　ほかありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（山崎　仁君）　なければ、以上で、農林振興課の質疑を終わります。

１１時１５分まで休憩いたします。

休憩　午前１１時０５分

再開　午前１１時１５分

○委員長（山崎　仁君）　休憩を打ち切り、会議いたします。

次に、国営農地再編推進室より説明願います。

国営農地再編推進室長、宮本君。

○国営農地再編推進室長（宮本　彰君）　国営農地再編推進室からは、説明事項３件、報告事項２件をご説明いたします。

説明に当たっては、白山次長よりご説明させていただきます。

○委員長（山崎　仁君）　国営農地再編推進室次長、白山君。

○国営農地再編推進室次長（白山　晋君）　（国営農地再編推進室説明、記載省略）

○委員長（山崎　仁君）　以上で、国営農地再編推進室の説明を終わります。

質疑があれば、お受けいたします。

川上君。

○１番（川上絹子君）　国営農地の工事が終わって、とても田んぼもよくなって、農地の区画も広くなって、すごく作業もしやすくなって、いいところがたくさんあるのですけれども、どうしてもその中の自分のところも含めてなのですけれども、何枚かの水田が、どうしても水がはけていかないという場所があるのです。それは１回工事が終わったところは、どうにかして直していただくということはできないのでしょうか。ただ、砂を土盛りすればいいとか、そういう簡単な工事であれば、自分たちの努力でできると思うのですよ。

だけれども、そういう農地がまたこれからも出てくる可能性があるので、そういうところ、どうしようもないような工事の内容がわかっていなかったら、そこをどういじっていいかわからないという場所のところに限りは、何とか工事をちょっとやってもらえるという可能性はないのでしょうか。

○委員長（山崎　仁君）　国営農地再編推進室長、宮本君。

○国営農地再編推進室長（宮本　彰君）　川上委員のご質問にお答えいたします。

施工後の部分での圃場での不具合という部分については、施工後、一冬を過ぎて春先また耕作をして状況を見ながら、不具合という部分があれば申し出をいただいて現場を見ながら整備工事の中で対応するとか、また軽微な不具合の部分で営農努力として対応していただける部分であれば、受益者の方に営農対応していただくというような状況できているのが現状でございます。

ただ、３年また５年ということで整備後、時間経過をした中で、そういった事象

等も聞き及んでおりますので、ケースバイケースというような形で不具合の状況等を現場確認しながら、また農業事務所の担当者等とも調整をしながら、ケースバイケースでの対応という形にしていっております。その現場、現場、また事象、事象によって対応の差はあろうかと思いますけれども、一応そういったところも事業として対応するべきかどうかも期成会の役員等とあわせて一緒になって判断等もしながら対応していきたいと思います。

まず、そういった部分で調査そして確認をしながら対応ということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（山崎　仁君）　よろしいですか。

川上君。

○１番（川上絹子君）　その部分は３軒ほどの農地が近隣であるのですけれども、枚数にしたら３枚くらいなのですけれども、そこがどうしても周りが全部水が引いてきて、初めてそれから、そのいつも水がたまっているところが、そのあとでなければ引いてこないという。

だから、それをどこに水を切って流しているのかがわからないから、自分たちでどうやって工事していいかわからない。だから、自分たちでできる限りだったら、部落の人とやってみようかと言うけれども、ただ土盛っていいものか、要らないところの暗渠を切ってしまったら大変だということで、それであまり軽はずみなことできないという地域的な悩みがあってやっているのですけれども、これがもし、これからのところで、一番いい土地であって愛知面に接した堤防地のところで、いい米が取れる場所なのですよ。

ですから、何かもったいないなという感じがあるので、もし時間がありましたら見て再度、今年とは言えなくても来年でもそういう工事の合間を見て、そこをやり直しできるのであれば、３枚くらいなのですよね。そこがすごく、いつも水がたまって、本当にコイでも飼いたくなるくらいの水たまりになって、それからでなければ水が引いてこないという、何かちょっと一度見てください。

○委員長（山崎　仁君）　答弁必要ですか。いいですか。

村上君。

○１０番（村上忠弘君）　いま説明の中で事業費が当初１８０億から、南地区で見込みとして２７５億かかるだろう。それから、北地区でも同じく１８０億から２３０億という説明がありました。いま、ちょうど折り返し時期で、いまの時点でどうなのでしょう。当初予定額からどれだけ事業費がオーバーされているのか、その辺ちょっとお知らせください。

○委員長（山崎　仁君）　国営農地再編推進室長、宮本君。

○国営農地再編推進室長（宮本　彰君）　令和２年度の段階において折り返し地点というわけではございませんが、函館農業事務所においても事業の終わり、事業完了という部分を見据えて積算をした数字ということで、事業年度、完了年度、それと見込まれる事業費総額という部分で試算をした数字が、こちらの表で記載をさせて

いただいたという形になります。確かに今金南地区については、平成２４年度の段階で総事業費１８０億円という事業費を想定したわけでございますが、前にもご説明申し上げたとおり、平成２３年度の国の設計単価を利用しての積算ということと、また全道、北海道での国営事業における農地再編整備事業における標準的な単価という部分を踏まえて算出したという形になります。

そういった中で、現実的に今金南、今金北の工事を進めていく中で、やはり客土、また排水整備、その他もろもろの部分で想定以上に事業費がかさんだという部分で、いま現行きているという状況にございます。そういった部分も踏まえながら、平成３０年度に今金南地区では、少し４０ヘクタールほどの受益区域を拡大するという軽微な計画変更を実施しながら、あわせて国に対して事業費の予算を大きく確保していただきたいというような形で、その時点で２３１億円という総事業費枠を承認をしていただいたという状況でございます。

しかしながら、いまこちらの資料にも記載しているとおり、令和９年度に換地を含めた事業完了を見据えれば、まだまだ事業費がかかるだろうと。

また、当初の整備した地区と面整備の中で大きくずれを生じるわけにはいかないという状況等もございますので、そういった部分、開発函館農業事務所サイドの方もある程度の予算を国の方にでも確保していただくような動きをしながら、整備の均一化、統一性を持ちながら進めて行っている現状でございます。

あわせてコスト的にコスト削減策という部分も取り入れながら、何とか事業費抑制、強いては受益者の負担という増も少しでも軽減したいという趣旨の中できてございますので、そういった中で今回１８０億、当初１８０億から今金南では見込みでは２７５億と大きな金額となる見込みではありますが、その点ご理解賜りたいなと考えているところでございます。

あわせて今金北地区についても用排水整備、機場整備の５億円を含めた当初１８０億円という数字でありましたが、現行の状況を踏まえて見込みとして２３０億円という部分で、いま見込んでおりますので、その点もご理解賜ればなと考えてございます。

以上です。

○委員長（山崎　仁君）　よろしいですか。

村上君。

○１０番（村上忠弘君）　この事業が始まる前は３６０から、かかっても４００億くらいだろうということでしたよね。いまこのまま行けば、もう完成までには、もう５００億を超えるということになってしまいますね。要するに、これも地元負担、町と、それから受益者とで６．７。そのうち町が４パーセントなのですけれども、いま基金の積み立て、単年度で５，０００万ずつやっているのですけれども、これも１０年間で５億と。このまま完成後には５００億に対しての４パーセント、２０億になりますよね。そうなったときの町の持ち出し分、それから受益者の持ち出し分というのは、かなり何というの、大きな金額になるのですよね。

そういったことで、町の基金の積み増しだとか、そういったことについてはどうなのでしょう。やっぱり考えていくべきではないかと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○委員長（山崎　仁君）　国営農地再編推進室長、宮本君。

○国営農地再編推進室長（宮本　彰君）　ただいま事業費の見込みということで２７５億円、２３０億円というご説明をいたしましたが、実際的に地元に対する負担金の対象経費につきましては、その金額からおおむね１２パーセント減、８８パーセントの金額で地元負担の対象金額という形でご理解いただきたいと思います。

ただ、そういっても大きな事業費が伸びるということでは、地元負担６．７パーセントということでは大きな負担ということで、当方の方も見込みをせざるを得ないという状況でございます。

ただ、あと基金の関係につきましては、２６年度から毎年５，０００万の基金積み立てをしてございます。そういった部分では、基金の積み込みについては財政当局とも協議調整を図りながら進めているというのが現状でございますし、実際に事業完了時にどういった形での償還というスタイルをとっていくかということも恐らく事業完了時の二、三年前の段階で、ある程度の方向性を見極めていかざるを得ないかなということもございますので、その点については財政当局の方とも今後も協議、調整をしながら進めていきたいと考えておりますので、その点でご理解いただきたいと思います。

○委員長（山崎　仁君）　よろしいですか。

ほかありませんか。

日置君。

○５番（日置紳一君）　いまの村上委員の関連で、ちょっと一つだけ。

この工事終了後に返済が始まると思うのですけれども、その期間というのは何年でしたか。

○委員長（山崎　仁君）　国営農地再編推進室長、宮本君。

○国営農地再編推進室長（宮本　彰君）　事業の償還という部分につきましては、その償還スタイルによって取り扱いがちょっと変わってきます。通常ガイドラインに基づく今金町が償還するという部分では、規定償還としては元利均等１７年償還うち２年据え置きということで、２年据え置きの１５年間での償還というのが通常の規定償還でございます。

しかしながら、償還をする段階でのやり方、また以前にもご質問ございましたが、起債の借り入れ、そういった状況等も踏まえれば、いま一概には、どのような償還という形になるか、ちょっとまだ説明できる段階にはないのかなと思っています。

ただ、総合計画の中でも一応、今後の１０年間の計画の中では、これらの償還の方も町と、また受益者の部分についても計画に取り入れながら、あくまでも規定償還という形の中で数字を入れさせるという形になります。

また、受益者の負担についても事業上、土地改良事業団体全国規模の利子の、そ

ういう土地改良事業の利子の償還に借換制度という部分がございます。これらを活用することによって無利子の借りかえという形になりますし、６分の１については規定償還というやり方等もありますので、これらも先ほどご説明したとおり、恐らく事業完了の二、三年前の中で最終的な判断をしながら、どういった償還が町、また受益者にとってベストなやり方なのか、それらを判断をしながら対応していくことになろうかと思っております。

○委員長（山崎　仁君）　よろしいですか。

日置君。

○５番（日置紳一君）　それはわかったのですけれども、いままで工事やってきた分の払っていない部分は、金利が発生しているのですか。

○委員長（山崎　仁君）　国営農地再編推進室長、宮本君。

○国営農地再編推進室長（宮本　彰君）　金利は発生してございません。

○委員長（山崎　仁君）　よろしいですか。

向井君。

○２番（向井孝一君）　国営の絡みにおいて、地下水がとまったとかという事例が発生しております。いままで、やはり国営事業という絡みの中で、そういう事案がなかったから今日まで来たと思うのですが、工損調査というのはまったくなされていなかったのか。

それともう一つは、期成会、国営事業そのものが予備費的なものもなく、そういうものに補てんするものもないというような説明だったのですが、いま私が言おうとしている人は受益者でございますから、大分おとなしく物事言っていると思うのですが、まったく関係ない人がそうなった場合にはどうするのですか。我慢してくださいでは済まない問題だと思うのですけれども、やはりその辺の対応について、これからどうするのか説明いただきたいと思います。

○委員長（山崎　仁君）　国営農地再編推進室長、宮本君。

○国営農地再編推進室長（宮本　彰君）　事業実施においては、工損調査を実施してございます。

しかしながら、工事区域の影響があるだろうという範囲の中で、函館農業事務所の中で選定をして調査をしている状況でございます。

しかしながら、そこらの特殊条件とか、またこちらまでは影響しないだろうという考えの中でリストアップをしながら調査をしているということがございましたので､今回調査の対象外という形で井戸水の影響が出たという事案等がございました。そういった部分で、私どもの方としても函館農業事務所、また受益者とも申し出等を受けながら現場を確認したり、また日々の状況等を数週間単位の中で状況変化等を確認してございます。

そういった中で、どうしても改善が見受けられないという状況の中では、また農業事務所、また何らかの対応という部分を考慮していかなければならないかなと考えてございます。

また、期成会という部分については、一応補償的な部分については事業所の補償が開発の取り扱いの中で対応できる部分は対応という形になりますし、またそれらが漏れるという部分については、何らかの手法を考慮していかなければならないかなと考えてございます。一応、今回の井戸水の低減という事案の部分につきましては、その申し出をされた方とも意見交換をしてございます。

そういった中で、何らかの手法等が対応できないかという部分で、いま前向きに検討しているということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（山崎　仁君）　よろしいですか。

ほかありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（山崎　仁君）　なければ、以上で、国営農地再編推進室の質疑を終わります。

次に、農業委員会より説明を願います。

農業委員会事務局長、諸戸君。

○農業委員会事務局長（諸戸康浩君）　（農業委員会事務局朗読説明、記載省略）

○委員長（山崎　仁君）　農業委員会事務局長、諸戸君。

○農業委員会事務局長（諸戸康浩君）　申しわけございません。予算の中で、３ページにございますが、報酬の右側、会長１名、そのあと会長代理で２名となっておりますが１名に、申しわけございません、訂正をお願いいたします。

○委員長（山崎　仁君）　訂正も含めて説明終わりました。

質疑があれば、お受けをいたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（山崎　仁君）　なければ、以上で、農業委員会の質疑を終わります。

昼食のため、午後１時まで休憩といたします。

休憩　午前１２時００分
再開　午後　１時００分

○委員長（山崎　仁君）　休憩を打ち切り、会議いたします。

次に、くらし安心課より説明願います。

くらし安心課長、田中君。

○くらし安心課長（田中　崇君）　くらし安心課からは、説明事項３件、報告事項５件につきまして説明をさせていただきます。

説明につきましては、大口主幹、高橋主幹から説明させていただき、最後に消防署所管分につきまして一括して佐々木消防署長より説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（山崎　仁君）　くらし安心課主幹、大口君。

○くらし安心課主幹（大口陽平君）　（くらし安心課朗読説明、記載省略）
○委員長（山崎　仁君）　くらし安心課主幹、高橋君。
○くらし安心課主幹（高橋秀実君）　（くらし安心課朗読説明、記載省略）
○委員長（山崎　仁君）　今金消防署長、佐々木君。
○今金消防署長（佐々木裕市君）　（消防署長朗読説明、記載省略）
○委員長（山崎　仁君）　説明が終わりました。
ただいまの説明に対し、質疑があればお受けいたします。
小川君。
○４番（小川ひとみ君）　防災無線の戸別受信機についてお伺いします。
半月ぐらい前ですか、何人かの高齢者の方とお話する機会がありまして、戸別受信機の話になりましたときに、申請ということなのでほしい人が行くのでしょうという話をされていましたし、あとは屋外の受信機で十分聞こえるから、うちはいいよとか、あと保管しなければいけないということで、すごく何か大変だというお話を聞いたりとか、あとはたまたま冬場でしたので、この役場に申請に来るという足が大変だ、行くのが面倒だというお話等いろいろ伺いまして、私としてはすごい想定外のお返事だったので、その場でそれなりに私なりには説明させていただいたのですけれども、こういうことを考えられているのだということがすごく、行かない理由ですか、そういうものがあることにびっくりしました。そういう部分も考えた上で、こない人の理由というのも考えた上で、これを普及していくために必要なことというのがあるかとは思うのですけれども、その辺についての何かお考えがありましたら、お願いします。
○委員長（山崎　仁君）　くらし安心課中、田中君。
○くらし安心課長（田中　崇君）　お答えいたします。
戸別受信機の申請状況につきましては、先ほど高橋主幹の方からも説明させていただいた状況となっております。引き続き役場での随時受付も行っておりますけれども、特に高齢者の方でありますとか、なかなか役場の方に申請に訪れにくいという方もいらっしゃるのかなとは理解をしております。引き続き戸別受信機の貸与申請いただく件数は、町としても高めていきたいと思っておりますので、引き続きの周知をさせていただくということと、先ほどご質問にありました特に高齢者の方ですとか、そういった方々につきましては、どうしても役場の方に申請にきたくてもくることができないという方も中にはいらっしゃるのかなと思いますので、保健福祉課の方とも連携を図りながら、そういった対象者の把握に努め、必要であれば、こちらからご自宅にお伺いするなどというようなことで、少しでも多くの方に戸別受信機を配布させていただくような努力をさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
○委員長（山崎　仁君）　ほかありませんか。
村上君。
○１０番（村上忠弘君）　１１ページの消防費の中で、報酬のところで国民保護協議

会委員というところがあるのですが、構成されている方々、それからこの組織の役割という部分についてお知らせください。
○委員長（山崎　仁君）　くらし安心課長、田中君。
○くらし安心課長（田中　崇君）　お答えいたします。
　今金町国民保護協議会につきましては、まず委員の構成ということのお尋ねかなと思いますけれども、国民保護ということでございますので、例えば武力攻撃の事態ですとか、そういったことに備えて国民といいますか、町民の方の保護を目的とした協議会となっております。
　委員の構成につきましては、例えば自衛隊ですとか、それから道の関係職員、当然町もその委員構成に入っておりますけれども、そういった関係機関によって構成されている組織でございます。
○委員長（山崎　仁君）　村上君。
○１０番（村上忠弘君）　この会議というのは、年何回くらい行われる予定なのですか。
○委員長（山崎　仁君）　くらし安心課長、田中君。
○くらし安心課長（田中　崇君）　会議の開催につきましては、今金町の防災会議とあわせて会議の方を開催をさせていただいております。開催頻度につきましては年に１回の開催ということで、例年ですと３月の中旬ごろに開催をしているところでございますので、よろしくお願いいたします。
○委員長（山崎　仁君）　ほかありませんか。
（「なし」の声あり）
○委員長（山崎　仁君）　なければ、以上で、くらし安心課の質疑を終わります。
　次に、公営施設課より説明願います。
　公営施設課長、安達君。
○公営施設課長（安達雄一君）　公営施設課所管は、説明事項７件と報告事項２件についてであります。
　説明事項７件及び報告事項の１については由浅補佐から、報告事項の２については相馬主幹から、それぞれ説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。
○委員長（山崎　仁君）　公営施設課長補佐、由浅君。
○公営施設課長補佐（由浅和正君）　（公営施設課朗読説明、記載省略）
○委員長（山崎　仁君）　公営施設課主幹、相馬君。
○公営施設課主幹（相馬　透君）　（公営施設課朗読説明、記載省略）
○委員長（山崎　仁君）　説明が終わりました。
　２時４０分まで休憩といたします。

休憩　午後　２時２８分
再開　午後　２時４０分

○委員長（山崎　仁君）　休憩を打ち切り、会議いたします。
　公営施設課より説明をいただきました。
　ただいまの説明に対し、質疑があればお受けいたします。
　質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
○委員長（山崎　仁君）　なければ、次に、教育委員会より説明願います。
　始めに、教育長よりお願いをいたします。
　教育長、中山君。
○教育長（中山秀悦君）　（教育委員会朗読説明、記載省略）
○委員長（山崎　仁君）　次に、事務局より説明願います。
　教育委員会事務局長、住吉君。
○教育委員会事務局長（住吉　淳君）　教育委員会からの説明の前に、本日提出した資料の中で予算参考資料の方なのですけれども、本年度から始まる今金中学校の改築工事の概要について資料をつけるのを忘れておりました。本当申しわけありませんでした。この事業については、来年度、再来年度と大きな予算を有するものでありまして、本来であれば、きちんと事業概要をつけるべきところを失念していたところでございます。改めまして、あすの常任委員会の終わるまでの間に作成したものを皆様方に追加で配付させていただきたいと思っております。
　また、いままで説明してきた中学校の工事の概要について大きく変わるものではございませんが、予算参考資料の方にはつけるべきものだと認識しておりますので、今後このようなことがないように気をつけながら事務を進めてまいりたいと思います。どうも申しわけございませんでした。
　それでは、改めまして教育委員会からは説明事項２件、報告事項４件を早坂次長より説明いたしますので、よろしくお願いいたします。
○委員長（山崎　仁君）　教育委員会事務局次長、早坂君。
○教育委員会事務局次長（早坂　靖君）　（教育委員会朗読説明、記載省略）
○委員長（山崎　仁君）　説明が終わりました。
　質疑をお受けする前に、お尋ねをしたいと思います。
　今金中学校改築事業についての参考資料は、あす提出をするということでありました。どういうことですか。あす提出をして、どの場面で説明をするつもりなのか、あわせて。
　教育委員会事務局長、住吉君。
○教育委員会事務局長（住吉　淳君）　予算参考資料ですので、本日予算の概要は説明されておりますので、内容については特に変わっておりません。それと、１２月のときの常任委員会で説明させていただいているので、特に説明内容も変わらないのです。
　ただ、新年度予算の参考資料としては、予算書として新たに進める事業ですので、

本来であれば予算参考資料にきちんと当初からつけるべきものだったのですけれども、私どもの方で失念してしまいましたので、改めてあす、予算参考資料の一部として追加提出させていただければというお願いなのですけれども、よろしいでしょうか。

○委員長（山崎　仁君）　説明をする予定なのですか。

○教育委員会事務局長（住吉　淳君）　資料の提出だけでということで、特に説明はしないつもりでおりました。

○委員長（山崎　仁君）　１２月に一部説明をしているということですけれども、３月での予算が、令和３年度の予算が出るわけです。ここの部分の予算というのは、正式に提案されていただかなければ困ります。１２月に説明したからいいかという話にはならないでしょう。令和３年度のいま、これから進めていく事業の予算をここで見るわけだから、去年はそれを提案されていないわけだ。

暫時休憩いたします。

休憩　午後　３時２２分
再開　午後　３時３４分

○委員長（山崎　仁君）　休憩を打ち切り、会議いたします。

教育委員会より資料の追加提出があるようですので、３時５０分まで休憩をいたします。

休憩　午後　３時３５分
再開　午後　３時５０分

○委員長（山崎　仁君）　休憩を打ち切り、会議いたします。

教育委員会より追加で資料提出がありました。内容の説明とあわせてお願いをいたします。

教育委員会事務局長、住吉君。

○教育委員会事務局長（住吉　淳君）　申しわけありませんでした。申しわけないのですけれども、提出した資料、誤字ありまして、内訳の機械の械の字が会うとなっていますので、あとで訂正させていただきたいと思います。申しわけありません。

今回提出した資料は、予算参考資料の中に改めて入れていただきたい資料ですので、よろしくお願いいたします。

先ほども話しましたが、本来ですと新年度予算にかかわる大きな事業でございますので、きちんと当初から予算参考資料に掲載すべき事業の内容だと思っております。改めまして、本当に申しわけございませんでした。

（教育委員会朗読説明、記載省略）

○委員長（山崎　仁君）　追加の資料をあわせて、質疑をお受けいたします。

質疑ありませんか。
徳田君。
○９番（徳田栄邦君）　忙しいところに出してきたのかわからないけれども、機械設備のこの機会の会という字、これでいいのですか。直せばいいのだね。
それと、令和３年度分６億９，６００万円。これは建築、電気、機械あわせての金額で６億９，６００万円になるということで理解してよろしいですか。
○委員長（山崎　仁君）　教育委員会事務局長、住吉君。
○教育委員会事務局長（住吉　淳君）　徳田委員のおっしゃるとおりで、３工事あわせた金額でございますので、よろしくお願いいたします。
○委員長（山崎　仁君）　徳田君。
○９番（徳田栄邦君）　それから、３４ページに今金中学校を卒業したら、お弁当つくれるぞ！プロジェクト。これが出て、いわゆる高校３年生が、いままで中学校で学んだことが、どう生かされているのかということですから、これは毎年きちっとやっていることだと思いますけれども、やっぱり何年ごとによって考え方もそれぞれ違うと思うので、いわゆるこの年度はこうでしたけれども、この年度はこうです。そこからまた新しい発想が生まれてくると思うので、ぜひ続けていただきたいと思うのです。
それで、３番の設問のところで厚焼き卵をつくったことがありますかという設問で、その下におにぎりをつくったことがありますかという設問。これはいいのですけれども、その下が両方とも厚焼き卵になっているので、これはどっちかが違うと思うのですけれども、いかがですか。
○委員長（山崎　仁君）　教育委員会事務局長、住吉君。
○教育委員会事務局長（住吉　淳君）　たびたび申しわけございません。おにぎりの間違いだと思いますので、訂正の方よろしくお願いいたします。そうです。問４の方がおにぎりの間違いですので、訂正の方、申しわけありません。よろしくお願いいたします。問４の下段の方のないと答えた方の厚焼き卵の方が、おにぎりの間違いですので、申しわけないですけれども、訂正の方よろしくお願いいたします。はい、すいません。
あと、徳田委員からおっしゃられたとおり、これまでの経過も含めまして、改めて集計と精査しながら、きちんと今後に培っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
○委員長（山崎　仁君）　ほかありませんか。
（「なし」の声あり）
○委員長（山崎　仁君）　なければ、以上で、教育委員会の質疑を終わります。
産業グループ全体を通して、委員の皆さんから何かありませんか。
（「なし」の声あり）
○委員長（山崎　仁君）　なければ、本日の日程はすべて終了したことになります。
閉会に進んでよろしいですか。

◎閉会の宣告

○委員長（山崎　仁君）　それでは、本日の日程はすべて終了。あす１０時から総務グループの説明があります。明日もどうぞよろしくお願いします。

本日はこれで終了します。

ご苦労さまでした。

散会　午後　４時０７分